

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 7日現在

機関番号：32661

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23820051

研究課題名（和文）語用論的動機付けを必要とする構文の原理的説明に向けた総合的研究

研究課題名（英文）A unified approach to a theoretical explanation of pragmatically licensed constructions

研究代表者

大澤 舞 (OSAWA MAI)

東邦大学・薬学部・講師

研究者番号：70610830

研究成果の概要（和文）：本研究課題では、研究代表者が博士論文（Osawa (2009)）で提案した、単独では非文（あるいは容認されにくい）と判断されるにもかかわらず、適切な（条件の整った）文脈に生じれば容認されるという振る舞いを示す「語用論的動機付けを必要とする構文」に関する一般化の妥当性を高めるため、不定名詞句主語を伴う *cause* 使役受身文と、*cause* 使役受身に共起する *by* 句の分析を行った。

研究成果の概要（英文）：The aim of this study was to validate the generalization that though pragmatically licensed constructions are not acceptable on their own, they are acceptable in certain contexts. The study considered the behavior of the *cause*-causative passive with an indefinite subject and the *by*-phrase which occurs in the *cause*-causative passive.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：英語学

キーワード：語用論的動機付け、*cause* 使役受身、不定名詞句主語、トピック、*by* 句

1. 研究開始当初の背景

従来の先行研究は、構文が認可されるために課される制約を提案し、その制約に合う表現は文法的であり、合わない表現は非文法的としてふるい分けてきた。そして、制約に違反するにもかかわらず適格文として容認される現象が見られる場合には、例外的事例として特に説明原理のない特別用法として片付けられ、ほとんど注目されることはなかった。しかし、一部の、柴谷(1997)、天野(2002)、

景山(2009)、Taylor (1994)、Bresnan (2005) といった先行研究が、所与の構文が単独では容認されないが、ある適切な文脈内では容認されるという言語事実を指摘している。ただ、これらの先行研究は、意味・統語的制約に違反していながらも文脈内では認可されるという現象のみに注目し、この「例外的な」振る舞いに対する一般化を提案するに留まっている。

2. 研究の目的

本研究は、単独では非文（あるいは容認されにくい）と判断されるにもかかわらず、適切な文脈に生じれば容認されるという振る舞いを示す構文を「語用論的動機付けを必要とする構文」と呼び、当該構文の振る舞いに原理的説明を与えることを最終目的とする。この最終目的を達成するための段階的目標が以下の3点であり、本研究期間では主に(1)に焦点を絞ることとした。

- (1) 語用論的動機付けを必要とする構文に関する一般化の妥当性をさらに高める。
- (2) 「語用論的動機付けを必要とする構文が認可されるためには、なぜ当該構文内要素がトピックとして解釈される必要があるのか」という問いに答える。
- (3) 主語卓越型言語といわれる英語の特性と構文認可のためにトピックが重要になるといふ事実との関係を明らかにする。

3. 研究の方法

- (1) 語用論的動機付けを必要とする構文の類例と考えられる前置詞主語構文（例：**Under the bed pleased the cat.*）の例をインターネットやコーパスなどを利用し収集し、また、母語話者の内省を通して、実際のコーパスには存在しない最小対立となる例を収集した。
- (2) 不定名詞句主語を伴う *cause* 使役受身については、高見 (2009) が挙げている、研究代表者の分析 (Osawa (2009)) に対する反例とされるものと同じような例をインターネットで収集した。さらに、この事実を説明し得る先行研究があるかどうか調査した。
- (3) *by* 句については、先行研究では受身文一般に生起する *by* 句に関して、どのようなことが言われどのような分析がなされているのかを調査した。また、受身文に生起して動作主をその項にとるといふ *by* 句の使用例は14世紀以前には見られないという記述から、14世紀以前にはどのような使われ方をしていたのかを確認するため、OED (*Oxford English Dictionary*) を用いて古英語・中英語における *by* 句の用例を収集した。

4. 研究成果

- (1) 平成23年度は、*cause* 使役受身の一般化に対する高見 (2009) の批判に反論することを通し、一般化の妥当性を証明した。

語用論的動機付けを必要とする構文のひとつである *cause* 使役受身文に関して、当該構文は単独では容認されないが、その主語がトピックとして機能し、かつ被動者として解釈されるような文脈においては容認されるようになると研究代表者は分析している (大澤 (2008), Osawa (2009))。この分析に対し、高見 (2009) は、不定名詞句が主語となっている *cause* 使役受身文 (例：*A 37-year-old*

mother of twins was caused to lose a massive amount of blood and died after hospital staff failed to diagnose and treat internal hemorrhaging in a timely fashion after a Caesarean section.) が実際に使われ容認されていることから、研究代表者の提案する一般化は適切でないと論じている。この高見 (2009) の批判は、不定名詞句は新情報を担うという前提に基づいている。つまり、主語がトピックとして機能するためには、指示対象がすでに談話に導入されていることから旧情報でなければならず、従って、新情報を表す不定名詞句主語は生起するはずがない。しかし、実際に不定名詞句主語の *cause* 使役受身文が容認されていることから、主語がトピックとして機能しなければならないという指定は妥当ではないと論じている。

当該年度の研究では、反例として挙げられている例において、*cause* 使役受身の主語は不定名詞句であってもトピックとして機能していることを例証した。各例が用いられている文章の引用の範囲を広げ、当該文が埋め込まれている文脈に注目すると、例えば、見出しにおいて「450万ドルで医療過誤の和解をした」と述べられている場合、「医療過誤の和解」という語句により、これに関わる様々な情報が想起され得る。「過誤」であることから被害者と加害者の存在が、さらに「訴訟」であることから原告と被告の存在といったものが思い浮かばれる。つまり、見出しによってこれらの存在がすでに想起され、談話に導入されているも同然ということになる。この文脈において *cause* 使役受身の主語が不定名詞句の *a 37-year-old mother of twins* である場合、この指示対象は想起された情報の中でも被害者であるということが続く情報から分かる。つまり、*cause* 使役受身の主語の指示対象はすでに談話に導入されていると考えることができる。そして、*cause* 使役受身が主語について「出血多量となった」と述べると、当該文の主語はトピックとして解釈されることになる。つまり、不定名詞句主語であってもトピックとして機能しているといえる。不定名詞句の話題化文 (例：*I saw a film last night. A Fellini film it was.* (Ward 1988:58)) が許されることから、不定名詞句主語が文のトピックとして機能することができるということが示される。

以上のことから、形式が不定だからといって、それがトピックとして機能しないとはいえない。高見 (2009) は *cause* 使役受身の主語が不定名詞句である場合は、不定であるが故にトピックとして機能せず、従って研究代表者の提案した *cause* 使役受身の認可条件が妥当ではないと論じているが、しかし、例え不定名詞句主語であっても、トピックとして機能することができることが明らかとなり、

高見の出した例は、一見すると反例のようだが、実は真の反例ではなく、むしろ研究代表者の議論を支持するものであるといえる。

表面的な統語形式からだけでは、所与の名詞句がトピックとして機能するのかどうかは判断できない。つまり、所与の要素がトピックとして機能するのかどうか判断できるのは、当該文が用いられている文脈との関連からのみであるということである。この事実の提示は、談話と文法の関係に関する研究への記述的貢献という意義をもつ。

(2) 平成 24 年度は受身文に生起する by 句は動作主以外の意味役割を持つ可能性があることを指摘した。

高見 (2009) は、本来 cause 使役受身は、構文の意味・統語的制約の違反はなく、単に当該構文が使用されている文脈・環境が指定されているだけであるという議論をしている。そして、受身文一般は、by 句によって示される行為者 (動作主) が、主語指示物を直接対象として働きかけ、主語指示物はその働きかけにより影響を受けることになると同じように、cause 使役受身の場合も同様に by 句内の行為者が主語指示物 (被使役者) に直接働きかけて当該の被使役事象を引き起こしていると説明している。

研究代表者 (大澤 (2008)) と高見 (2009) の主張をそれぞれ簡単にまとめると、大澤 (2008) の分析では、cause 使役受身の主語は文内の語彙情報からは被動者として解釈できないため単独では容認されないが、一方、高見 (2009) の分析では、cause 使役文は他の受身文主語が文内の要素によって被動者として解釈されるため単独で容認されるということになる。これを、文内の要素である by 句に注目して換言すると、大澤 (2008) では、by 句が cause 使役と共起したとしても、それ自体が cause 使役受身の文法性を保証するものとはならない、つまり、cause 使役受身と共起する by 句は動作主を表さず、by 句によって受身主語の被動作主性が保証されているわけではないということになる。しかし、高見 (2009) の分析では、一般的な受身文同様、cause 使役受身と共起する by 句は動作主を表しているため、主語の被動作主性が保証され、cause 使役受身は単独で容認されるということになる。この相容れない両事実を考えていく上で、次のような疑問が生じる。① cause 使役受身と共起する by 句は動作主を表しているのか否か。② もし、by 句が動作主でないとしたらどのような意味役割を担っているのか。

この問いに答えるため、最初に、受身文に生起する by 句の意味役割は、従来どのように考えられてきたのか先行研究を調査した。これまで、受身文に生起する「by の項はまさに by の力によって動作主であることが認定

される (中右 (1994))」という考え方が一般的であり、受身文に生じる by 句は常に動作主として解釈されると考えられてきた。このような前提がある中、Lee (1969, 1971) は、受身文に生起する by にはいわゆる動作主を表す by 句 (例: Mary was hit by John.) と、手段や理由・原因を表す by 句 (例: A child was taken to school by car.) があると論じている。従来の考え方と Lee (1969, 1971) の議論を念頭において、例えば The crystal is now caused to lose oxygen by heat treatment. のような例を考えてみる。高見 (2009) は by 句内の heat treatment をいわば擬人的に捉え、動作主として考えている。この例の文法性の説明では、by 句によって示された使役者 (heat treatment) の主語指示物 (the crystal) に対する働きかけにより、被使役事象が引き起こされていると述べている。つまり、by 句が表す動作主により受身主語の被動作主性が保証されているため容認されるようになると主張していることになる。by 句は動作主を表すという従来の前提に則った議論である。しかし、直観的には、この例の by 句は擬人的に解釈された動作主と考えるよりは、行為を表していると考えの方が自然であると思われる。つまり、by 句内要素である heat treatment は、ある特定の動作主ではなく、その動作主をも組み込んだ「(誰かが行う) 熱処理」という出来事を表しているということが語用論的に解釈され、Lee (1969, 1971) がいうところの手段や原因を表す by 句であると考えることができる。このように考えると、研究代表者の by 句は動作主ではなく、そして、受身主語の被動作主性を保証するものではないという主張と合致する。

どちらの仮説がより妥当なのかを今後の検証していくため、by 句のそもそもの意味的特性を考える必要がある。そのため、平成 24 年度は by の歴史的事実を分析するため、先行研究の調査と、OED 等における古英語・中英語における by 句の例を収集した。

もともとは、by は古英語期には場所を表していた。それが、中英語期においてフランス語の影響を受け、場所のみならず、原因や手段などの意味を含む様々な意味を表すようになった。つまり、歴史的にみても、by 句が手段や原因と、動作主の両方を標示することが分かる。さらに、OED を検索すると、受身文と共起して動作主を表すという用法は 1400 年以前の例には見られない一方、手段を表す用法は 1000 年には見られ、原因を表す用法は 1100 年代に見られる例が一番古いものとして挙げられている。単純に各用法の発生年を比べてみると、10 世紀末頃から手段や原因の意味を表す用法がみられ、受身文の動作主を表す用法より先に生じていたといえ

る。この歴史的事実と現代英語における用法の関連や、フランス語の影響によって、どのように動作主を表す用法が一般的になってきたのかなどを考察していく必要がある。この歴史的事実の観察により、受身文に生起する by 句は常に動作主を表すという従来の前提に疑問を投げかける余地があることが指摘でき、また by 句の意味的特性から、受身文に生じた場合でも、動作主以外の意味役割を持ちうる可能性が指摘できる。つまり、もともと手段や原因を表していたのであれば、受身文に生起したときにその意味を保持していてもいいのではないかということがいえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 大澤舞「受身文に生起するby句と動作主の意味に関する歴史的考察」『東邦大学教養紀要 44』査読無、2012、pp.45-54
- ② 大澤舞「不定名詞句主語のトピック性—cause使役文を例に」『東邦大学教養紀要 43』査読無、2011、pp.35-45.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤 舞 (OSAWA MAI)
東邦大学・薬学部・講師
研究者番号：70610830

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし